

認定・専門獣医師制度検討委員会細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会規約第14条第3項に基づき認定・専門獣医師制度検討委員会（以下「委員会」という。）の任務、構成及び運営に関する必要事項を定め、もって委員会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、獣医師の専門性に係る以下の事項について協議する。

- (1) 認定・専門獣医師制度の整備に係る事項
- (2) 広告可能な認定・専門獣医師の認定分野及び名称の設定に係る事項
- (3) 認定・専門獣医師制度の周知・普及に関する事項
- (4) 専門性認定団体から認定された認定・専門獣医師の登録情報の公表に関する事項
- (5) その他の委員会の任務に関する事項

(委員会委員)

第3条 委員会の委員は、獣医学その他の学術団体、学識経験者等から公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会（以下「協議会」という。）が選任する。

- 2 委員会は、原則として10名以内の委員で組織する。
- 3 委員会に、委員の互選により委員長1名、副委員長1名を選任する。
- 4 委員長は、委員会の任務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。
- 6 委員の任期は、4月1日からまたは委員の任命の日から翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。なお、補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(報告)

第4条 委員長は、本委員会において検討し取りまとめた事項を速やかに協議会へ報告しなければならない。

(運営事務)

第5条 この委員会の運営事務は認定・専門獣医師協議会事務局が行う。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、協議会の決議による。